

コンプライアンス啓発活動年間計画

大学事務長

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正が、2021年2月におこなわれた。この改正では、これまで実施してきたコンプライアンス教育の実施等に加え、「啓発活動」を実施することが、研究機関に要請されている。ガイドラインでは、全構成員を対象に少なくとも四半期に一度実施することや、PDCA サイクルに基づいた毎年の見直しも求められている。

	対象者	方法	内容
第1 四半期	全ての構成員	メール (all-user, all-kc)	啓発活動の説明。 本学 HP の「公正な研究活動への取り組み」のページを紹介。 (4月頃を想定)
第2 四半期	全ての構成員	ポスター掲示 (D館前、大学事務長室前、各学部事務室掲示板)	学生・院生も含めた対象者に向けた、不正防止ポスター掲示。相談窓口、告発制度の周知を含んだ内容。 (7月頃を想定)
第3 四半期	教員、管理職職員及び業務で研究費に関わる職員	意識調査	コンプライアンス研修会の理解度テストに、意識を問う項目を追加する形で実施。意識調査結果を次年度啓発活動計画に活用する。 (10月頃を想定)
第4 四半期	教員、職員	メール (all-user)	文科省の不正使用事案を紹介予定 内部監査結果報告内容を反映させる https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm *今年度に限っては、年度途中から実施するため、このメールで啓発活動の概要を説明予定。 (1月頃を想定)
その他	各会議体の構成員	会議において年間計画、啓発資料等を配布	既存の会議体において、この年間計画や啓発資料等を配布し、周知する(学部長会、研究所委員会、科別教授会等)